

小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者募集要項

令和2年11月4日
小 値 賀 町

1. 目的

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、小値賀町高齢者生活福祉センターの管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集するために必要事項を定めるものとする。

2. 指定管理者の指定

小値賀町高齢者生活福祉センターの指定管理者については、条例第4条の規定に基づき、小値賀町高齢者生活福祉センターの管理運営を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「団体」という。）を選定し、町議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3. 施設の名称等

- (1) 名 称 小値賀町高齢者生活福祉センター「たんぼぼ荘」
- (2) 位 置 小値賀町笛吹郷2368番地2
- (3) 概 要
 - ア. 床 面 積 1階 546.02 m²、2階 451.37 m²
 - イ. 建 築 構 造 鉄筋コンクリート2階建
 - ウ. 施 設 ・ 設 備 別表1のとおり

4. 応募資格

- (1) 団体であること。（法人格は、必ずしも必要ではない。）
- (2) 団体又はその代表が次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア. 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ. 破産者で復権を得ない者
 - ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - オ. 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ. 国税及び地方税を滞納している者

5. 応募方法

指定管理者指定申請書に必要書類を添えて小値賀町福祉事務所に直接持参すること。

(1) 受付時間

令和2年11月4日（水）から令和2年12月4日（金）まで。

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日曜日及び祝日は除く。

(2) 受付場所

小値賀町福祉事務所

6. 提出書類

(1) 申込書（第1号様式）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

ア. 法人の場合

登記簿謄本、団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

イ. 法人以外の団体

団体の規約、代表者の身分証明書及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

(3) 管理業務の計画書

(4) 管理に関する収支計画書

(5) 応募団体の経営状況を説明する書類

ア. 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ. 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ. 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにあわび館の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

(6) 応募団体の活動内容を記載した書類

ア. 事業報告書（作成している場合のみ）

イ. 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類

7. 管理運営の基本的な考え方

この施設は、町内の高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能等を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るための施設である。

なお、施設の運営にあたっては、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例及び小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則等を遵守すること。

(1) 施設の設置趣旨に基づき管理運営を行うこと。

- (2) 特定の団体及びグループ等に対して、有利又は不利になるような取扱をせず、公平・公正な利用に努めること。
- (3) 利用者の意見、要望等を可能な限り反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (4) 適正かつ効率的な運営に努めること。
- (5) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

8. 指定管理者が行う業務

法令の定めるところにより、町長のみの権限に属する事務を除き、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の運営に関する業務（居住部門の利用の許可に関する業務を除く。）
- (2) 施設及び附属設備等の維持管理（改修に係るものを除く。）に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めるもの
- (4) 利用料金については、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。

なお、詳細な業務内容については、別紙、仕様書に記載のとおりとする。

9. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。ただし、この期間は議会の議決を経て決定することになる。

10. 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

町長は、小値賀町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を聴いて、書類審査等により選定する。ただし、応募された団体の中から、必ず選定されるとは限らない。

(2) 選定基準

ア. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
イ. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
ウ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

エ. 収支計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

オ. 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

11. 協定の締結

指定管理者として指定を受けた団体は、次の事項について、町長と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項

- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

12. 経費等

指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法については、基本協定書及び年度協定書で定めるものとする。

13. その他

(1) 申請者からの聞き取り調査について

必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聞き取り調査を行うこととする。なお、詳細については後日連絡することとする。

(2) 選定結果等

申請書類及び選定結果については、公表する場合がある。

(3) 参考資料

ア. 地方自治法

イ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

ウ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

エ. 小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例

オ. 小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

14. 申請書類の提出及び問い合わせ先

小値賀町福祉事務所 福祉係

住所 〒857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

電話 0959-56-3111

別表1 「施設・設備」

施設及備品の種類	構造	規模	数量	備考
福祉施設（寄宿舍）	鉄筋コンクリート 造2階建	1階 546.02 m ² 2階 451.37 m ²	一式	事務室・居室（20 宿）・食堂兼テイル ーム・浴室・管理人 室・会議室他
掲示板		BB-D13J・D-136J	2	1階ホール
案内板		GB-G54	1	1階ホール
和机		KT-T43P1F	1	会議室
和机		コクヨ BB-R636W1-MA02	8	会議室
ソファ		CN-W672KJ24	7	食堂兼テイルーム
食堂テーブル		HE-7TK169YNP20	10	食堂兼テイルーム
食堂椅子		HE-9HC457YKBN	24	食堂兼テイルーム
ビデオデッキ		東芝 A-B+2711	1	食堂兼テイルーム
冷蔵庫		東芝 GR-A12T	1	食堂兼テイルーム
食器棚		BK-W100F1	1	食堂兼テイルーム
テレビ（テレビ台含む）		東芝 21R99	1	食堂兼テイルーム
片袖机		SD-BSE107LV3F11	3	事務室
事務用椅子		CR-G630F4J26-W	3	事務室
ロッカー（3人用）		BWL-S3036F11	1	事務室
引違保管庫		S-535F1	3	事務室
壁掛黒板（月次予定）		BB-H636W1-MA02	1	事務室
洗濯機		東芝 AW-F50G	3	浴室
乾燥機		東芝 ED-501WT	3	浴室
掃除機		東芝 VC-P330	1	浴室
脱衣籠			10	浴室

参 考 资 料

地方自治法

発令 　　：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：令和2年6月24日号外法律第62号

改正内容：令和2年6月10日号外法律第41号[令和2年10月1日]

〔関係私企業への就職の制限〕

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔請負人等となることの禁止〕

第四百二十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔委員会及び委員の設置〕

第八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

② 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- 一 公安委員会
- 二 労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

④ 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

- ⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- ⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
- ⑧ 第四百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定

めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

地方自治法施行令

発令 　　：昭和22年5月3日号外政令第16号

最終改正：令和2年9月9日政令第271号

改正内容：令和2年9月9日政令第271号[令和2年10月1日]

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例

平成11年10月1日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため小値賀町が設置した又は管理する公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合に、当該使用を制限することを目的とする。

(公の施設の使用の制限)

第2条 小値賀町が設置した又は管理する公の施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）は、当該公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該使用を許可しないものとする。

(公の施設の使用許可の取消等)

第3条 公共施設の管理者は、当該公の施設の使用を許可した後にその使用が前条に該当することが判明した場合においても、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、当該取消し、又は中止に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例施行規則

平成11年10月1日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例（平成11年小値賀町条例第12号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用を制限する場合の例示)

第2条 条例第2条に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の資金獲得を目的とする活動であると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の威力誇示を目的とする活動であると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の維持強化を図ることを目的とする活動であると認めるとき。

(使用を制限する場合の措置)

第3条 小値賀町が設置した又は管理する公の施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）は、当該公の施設の使用を制限する場合に該当するか否かについて疑義がある場合は、町長に対し次に掲げる事項について、通報するものとする。

- (1) 当該公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる事由
- (2) 使用申請者の住所及び氏名
- (3) 開催が予定されている行事の内容
- (4) その他参考事項

2 町長は、公共施設管理者から前項の通報を受けたときは、直ちに当該使用の申請に係る情報を収集し、当該公の施設の使用を制限する場合に該当するか否かの判断を付して公共施設管理者に通知するものとする。

(使用申請書等における特記事項)

第4条 公共施設管理者は、当該公の施設に係る使用申請書等に、条例第2条に規定する使用の制限の内容並びに条例第3条に規定する取消し及び中止に伴う損害賠償の責を負わない旨を記載し、

当該申請者に署名押印させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成13年12月25日条例第17号

改正

平成17年12月20日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、小値賀町高齢者生活福祉センター（以下「生活センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 町内の高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能等を総合的に提供することにより高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小値賀町高齢者生活福祉センター 「たんぽぽ荘」

位置 小値賀町笛吹郷2368番地2

(事業)

第4条 生活センターは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。
- (2) 前号に規定する住居の提供を受けた者（以下「居住部門利用者」という。）に対する各種相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行うこと。
- (3) 居住部門の利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続の援助等を行うこと。
- (4) 居住部門利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のため、場の提供等を行うこと。
- (5) その他町長が必要と認める事業

(施設の管理)

第5条 生活センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 利用料金（対象収入による利用者負担基準による利用料金を除く。）の收受
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めるもの
(利用料金)

第7条 町長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 生活センターの居住部門の利用料は、別表のとおりとする。ただし、月の途中での入退所については、日割計算とする。

(相談助言等)

第8条 指定管理者は、居住部門利用者の入所時において、従来の生活状況・家庭状況及び心身の健康状態について把握し、入所後は利用者の各種相談に応ずるとともに、適切な助言等に努めなければならない。

- 2 指定管理者は、常に、行政及び在宅福祉サービス、デイサービス等の関係機関と十分な連携をとり、必要に応じてその有効な利用について利用者への紹介、手続等の援助を行うものとする。

(食事及び入浴)

第9条 居住部門利用者には、自炊を原則とする。

- 2 指定管理者は、居住部門利用者の入浴に関し、隔日以上の頻度で入浴受入れの準備を行うものとし、原則として個別の入浴介助は行わないものとする。

(緊急時の対応)

第10条 指定管理者は、居住部門利用者の緊急時に対応できる職員体制の整備と関係機関との連携に努めるものとする。

(夜間の管理体制)

第11条 指定管理者は、夜間の管理体制について、原則として職員を常駐させるものとする。

(保健衛生)

第12条 指定管理者は、居住部門利用者に定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康の保持及び疾病の予防に努めなければならない。

(利用者の遵守事項)

第13条 指定管理者は、生活センターの利用者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、利用

者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(損害賠償)

第14条 利用者は、生活センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(利用定員)

第15条 生活センターの、利用定員は、20人とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、この条例の施行のために必要な行為を行うことができる。

附 則 (平成17年12月20日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の適用を受けている者については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

高齢者生活福祉センター居住部門利用料

1 収入基準による負担額（1月当たり）

対象収入による階層区分		利用者負担額
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
L	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円
備考		
この表における「対象収入」とは、前年（1月分から6月分までの負担金にあつては前々年）の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。		

2 光熱水費の実費

居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。

○小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成13年12月25日規則第6号

改正

平成17年12月22日規則第24号

平成19年3月19日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成13年小値賀町条例第17号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 生活センターの居住部門利用対象者は、本町に住所を有する60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものとし、入所時点において、原則として次の全ての要件を充たす者とする。

- (1) 日常生活動作の状況が最小限次の状態であり、自立して生活できる者
 - ア 歩行…杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。
 - イ 排泄…自分で昼夜とも便所でできる、又は自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる。
 - ウ 食事…原則として、自分で調理できる。
 - エ 入浴…自分で入浴でき、洗える。
 - オ 着脱衣…自分で着脱ができる。
- (2) 健康状態において、入院加療を要する病態でないこと、又は感染性疾患を有し他の利用者に感染させるおそれがないこと。
- (3) 精神の状況において、認知症等精神障害の問題行動が認められないこと。

(利用の申込み)

第3条 居住部門利用希望者は、入所申請書（様式第1号）により、町長に申し出るものとする。

- 2 町長は、申出を受けたときは、その必要性を検討したうえで、利用の可否を決定するものとする。なお、その際には、必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用することとする。
- 3 町長は、申請書を審査し利用を決定したときは、決定調書（様式第2号）により申請者に対して入所決定通知書（様式第3号）、また、利用を不相当と認めたときは、入所却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 4 居住部門利用希望者は、町長から入所決定の通知を受けたときは、誓約書（様式第5号）を提

出し、その指示に従わなければならない。

(利用料の納入)

第4条 居住部門利用者は、納入通知書により毎月その当該月の15日までに、利用料を納入しなければならない。

(退所命令)

第5条 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年小値賀町条例第21号）第6条の規定により、指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、居住部門利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったと認められる場合には、町長の承認を受けて、退所を命ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は利用条件に該当しなくなったとき。
- (3) 生活センターの施設又は設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理運営上、利用を不相当と認めたとき。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、町長の承認を受けて指定管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前においても、この規則の施行のために必要な行為を行うことができる。

附 則（平成17年12月22日規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の適用を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式略